

村山市重点作物推進事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 市長は、本市を代表する農産物の創出による農業者の所得向上及び担い手の確保を目的に、「重点作物」の産地化と販路拡大にかかる事業（以下「事業」という。）に対し、村山市補助金等交付規則（昭和37年村山市規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）重点作物 サクランボ、モモ、スイカ及びトマトをいう。
- （2）農業者 農業を営み、経営耕地面積が30アール以上又は1年間の農産物販売金額が50万円以上の者をいう。
- （3）農業法人 農業を営み、農事組合法人、株式会社又は持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）である者をいう。
- （4）農業者の組織する団体 3戸以上の農業者により組織される団体のうち、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について定めのある者をいう。

（補助対象事業及び補助の種類等）

第3条 補助の対象となる事業は、農業者、農業法人、農業者の組織する団体（以下「農業者等」という。）が行うものであって、補助の種類は次の各号に掲げるものとする。

- （1）研修活動支援
- （2）土壌改良支援
- （3）種苗購入支援
- （4）雨よけハウスビニール被覆作業委託支援
- （5）園芸ハウス改修支援
- （6）かん水・排水対策支援
- （7）帆柱・枝受支柱導入支援
- （8）病害対策支援
- （9）高温障害対策資材購入支援
- （10）結実確保対策支援

2 前項各号に掲げる補助対象経費、補助要件、補助金の金額等は、別表1のとおりとする。

（補助金交付申請）

第4条 補助金の交付を申請しようとする農業者等は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- （1）別表1に掲げる書類
- （2）上記ほか市長が必要と判断する書類

2 農業者等は、前項の補助金交付申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する金額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金交付決定）

第5条 市長は、補助金の交付申請があった場合、その内容を審査のうえ適正と認めるときはすみやかに補助金の交付を決定し、補助金の交付の決定を受けた者（以下「実施主体」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項による補助金交付決定において、前条第2項により当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 市長は、前条第2項ただし書による補助金交付申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を補助金の額の確定において減額することとし、その旨の条件を付して補助金交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第6条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 実施主体の変更
- (3) 補助対象経費の3割を超える増減又は補助金額の増が伴う変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により市長の承認を受けようとするときは、補助金交付変更申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 実施主体は、事業を完了した場合、実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、事業完了後に申請する事業については、補助金交付申請をもってこれに代える。

- (1) 別表1に掲げる書類
- (2) 上記ほか市長が必要と判断する書類

2 第4条第2項ただし書に該当した実施主体は、前項による実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書に該当した実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した実施主体については、その減じた金額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第5号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 前項の場合において実施主体は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年4月30日までに同様式により市長に報告しなければならない。

（額の確定）

第8条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合、その内容を審査のうえ適正と認めるときはすみやかに補助金の額を確定し、実施主体に通知するものとする。

2 前項の規定により確定した金額が第5条の規定により交付決定した金額と同額である場合は、前項に規定する通知を省略することができる。この場合、第5条の規定により交付決定した金額をもって前項に規定する確定した額とみなす。

（帳簿等の保管）

第9条 補助金の交付にかかる帳簿及び証拠書類は、当該年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（改正）

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則（改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（改正）

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則（改正）

この要綱は、令和6年11月15日から施行する。

附 則（改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。